

森町地域材利用推進方針

森町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、森町内又は北海道内の森林から産出され、森町内で加工又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準、公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項並びに公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

国の基本方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえたうえで、町が整備する公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の再生を図るうえで極めて重要である。

本町の面積の 76% を占める森林は、カラマツやトドマツ等の人工林は林業生産活動に活用され、また、多種多様で構成される天然林は、豊かな水の確保や二酸化炭素を吸収し酸素を供給するのみならず、本町の特産品の一つでもある木炭の生産にも大きな役割を果たしており、町にとって貴重な財産となっております。

しかし、これまで木材などの林産物の供給を通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞し、森林の多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林からの生産される木材等の収益が森林の整備や保全に向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について町民理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、1 の公共建築物における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造を

指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化(注)を図るとの考え方の下で、以下の基本方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

(注) この推進方針において、「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分および外壁等の野外に面する部分に木材を利用することをいう。

(1) 町の役割

町は、自らが整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、公共建築物および公共建築物以外の建築物等における地域材の利用により効果的な促進に努めるものとする。

また、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進および公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(3) 地域材の供給および利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給および利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画等に従った伐採及び伐採後の更新等の適切な森林資源の確保並びに間伐材および合法性等の証明された地域材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において地域材を利用するに当たっては、町民の安全と安心を確保する観点から森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、乾燥や強度が明示されている JAS 製材の使用に努めるものとする。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を推進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号および法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用または公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

(2) 町以外の物が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するな

ど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会体育施設(図書館等)、公共交通機関の旅客施設の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当っては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当っては、特に第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの(以下「地域材製品」という。)の利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

森林バイオマス(注)を燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(注)「森林バイオマス」とは、樹木(幹、枝、葉、樹皮および根)や草木、植物成分から作った燃料をいう。

3 町の取組

町は、公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、町有林における適切な森林整備を通じた材の供給、設計者や木材加工技術者等の人材育成、町民に対する普及啓発、関係機関と連携した商品開発、地域材供給体制の整備など、効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまないまたは木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第3 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町が整備する公共建築物の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

1 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則として木造化とするよう推進する。

2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

3 木質家具等の導入の推進

町が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の推進

町が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材製材業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

また、町は、これら地域材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、町は、道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究および技術開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものです。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製材業者と連携し、地域材による住宅等の建築に関する普及啓発、地域材による住宅等を建築する担い手の育成に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の促進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場合には木製ガードレールや公園の木柵など地域材製品の利用に努めるものとする。

また、建設業者への情報提供等により、土木工事や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

3 森林バイオマスの利用の促進

町は、公共建築物における森林バイオマスの利用を推進するとともに、町民への利用の意義の普及啓発や新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

第6 その他必要事項

公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。